

No. 121 (2009/12)

クアルコムに対する公正取引委員会の排除措置命令（2009年9月28日）

徳島大学教授 泉 克幸

1 はじめに

公正取引委員会は本年（2009年）9月28日、米国カリフォルニア州に本店を置くクアルコム・インコーポレイテッド（Qualcomm Incorporated。「以下、クアルコム」）に対して、独占禁止法が禁止する行為類型の1つ、「不公正な取引方法」（独禁19条、2条9項）に該当する行為を同社が行っているとして、排除措置命令（独禁20条1項）を下した¹。本件に関しては、既に、公取委の排除措置命令案に対して、クアルコムが8月13日付で反論となる声明を公表しており、2週間以内に当該命令案に対する反論を文書で提出する旨を明らかにしていたところであった²。

CDMA携帯電話用の半導体チップにおいて大半のシェアを占め、関連する多くの知的財産権を保有するクアルコムに対しては、わが国のみならず、各国の競争当局が着目している。特に、韓国公正取引委員会（KFTC; Korea Fair Trade Commission）は、本年7月23日、クアルコムに対して是正命令とともに、2億8百万ドルという多額の課徴金の納付命令を下している³。韓国公正取引委員会の英文サイト（<http://eng.ftc.go.kr/>）によれば、携

¹ 公取委の発表文および排除措置命令書は、<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/09.september/09093001.pdf> から入手可能である。

² Qualcomm Provides update on JFTC Investigation, http://www.qualcomm.com/news/releases/2009/090813_JFTC_update.html.

³ 欧州においても、2007年10月1日、日米欧6社からの申立を受け、欧州委員会がクアルコムに対する調査を開始するとの公式発表がなされている。前記申立の中では、3G（第三世代）携帯電話の技術提供におけるクアルコムのライセンス慣行は一般的にFRAND（Fair, Reasonable and Non-Discriminatory）と呼ばれる「公正かつ合理的であり、非差別的」という契約条件を充たしていないこと、また、「不公正かつ非合理的であり、差別的な」ロイヤルティの支払いによって技術標準の進展が妨げられ、経済効率に否定的な結果を導くことが、EC競争法82条（市場支配的地位の濫用行為）に違反する旨が述べられている（Antitrust: Commission initiates formal proceedings against Qualcomm, <http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/decisions/39247/proceedings.pdf>）。なお、欧州委員会のその後の対応については後述する「4-5 最後に」を参照。

携帯電話に関する重要部品、CDMAモデムチップのシェアを94.4%占めるクアルコムは、①同社のCDMAモデムチップを採用する携帯電話メーカーとそうでないメーカーとの間で、同チップに関する技術のライセンス料を差別する、②CDMAモデムチップの販売に際し、同社のチップを85%以上採用する携帯電話メーカーにはリベートを提供する、ことにより、その市場支配力を維持したことが問題とされている。これに対し、後で述べるように、わが国の公正取引委員会は、クアルコムがCDMAに関連する知的財産権のライセンスを行う際に契約に含めていた無償許諾条項および非係争条項を問題視している。

今回の公正取引委員会の排除措置命令は、携帯電話の市場において有力な地位にあるクアルコムに対するものであり、関連業界のみならず一般の消費者にとっても大きな影響がある点、また、標準技術に関する知的財産権の行使が一定の場合には競争法の規律を受けることを明らかにした点、で重要な意義を有すると思われる。そこで、本小稿で紹介し、解説を試みるものである。

2 事実の概要

公正取引委員会は、以下のような事実を認定した⁴。

2-1 第三世代携帯無線通信規格の策定

社団法人電波産業会に設置された規格会議（以下、「規格会議」）は、わが国における携帯無線通信に係る標準規格の策定などを行っている。国際電気通信連合（ITU；International Telecommunication Union）が定めた国際規格「IMT-2000」に対応するため、郵政省は関連する規則や省令（以下、「省令等」）を改正したが、規格会議は改正された省令等に基づき、一般にW-CDMAおよびCDMA 2000と呼ばれる第三世代携帯無線通信規格（「3G通信規格」）を、2002年3月2日に策定した。3G通信規格は、①高速データ通信であり、画像や音楽等の送受信が可能、②国際標準化された規格であり、国外でも利用可能、といった特徴を有している。

クアルコムは携帯無線通信に関する技術の研究開発、携帯無線通信に係る知的財産権についての実施権等の許諾、携帯電話端末および携帯電話基地局に用いられる半導体集積回路の製造・販売、等に係る事業を営む米国法人である。携帯無線通信に関する技術については、国内端末等製造販売業者⁵の多くも、研究開発を行っている。クアルコムは上記の第三世代携帯無線通信規格の策定およびその後の同規格の改正に際して、規格会議に対して確認書を提出し、当該確認書にクアルコムが保有するものとして記載した、第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯電話端末等⁶の製造、販売等を行うための必須の知的財産権について、適切な条件の下に非排他的かつ無差別にその実施権を許諾する旨を明らかにしてきた⁷。こうしたこともあって、国内端末等製造販売業者は、クアルコムから前記確認書に

⁴ 表題のタイトルは適宜筆者が付したものである。

⁵ 国内端末等製造販売業者とは、わが国の携帯電話端末または携帯電話基地局の製造販売業者をいう。

⁶ 携帯電話端末等とは、携帯電話端末および携帯電話基地局ならびにこれらに使用される半導体集積回路その他の部品をいう。

⁷ 規格会議は、第三世代携帯無線通信規格の策定およびその後の改正に当たり、同規格に適合する機器の

記載された知的財産権について実施権等の許諾を受けることが不可欠であると認識するに至った。

2-2 本件ライセンス契約の締結

クアルコムは国内端末等製造販売業者に対し、前述した確認書に記載された知的財産権を含む、クアルコムやその関連会社（以下、「クアルコム等」）が保有し、または保有することとなるCDMA携帯無線通信に係る知的財産権について実施権等を一括して許諾するに当たり、あらかじめ適切な条件の下に非排他的かつ無差別にその実施権等を許諾する旨を明らかにしていたにもかかわらず、以下の（i）または（ii）を内容とする規定を含み、概ね以下の（iii）を内容とする規定をも含む契約（以下、「本件ライセンス契約」）の締結を余儀なくさせている。

- （i）クアルコム等によるCDMAチップ等の製造、販売等のために、国内端末等製造販売業者等⁸が保有し又は保有することとなる知的財産権について、国内端末等製造販売業者がクアルコムに対してその実施権を無償で許諾する旨
- （ii）クアルコム等によるCDMAチップ等の製造、販売等又はクアルコムの顧客⁹によるCDMAチップ等の使用について、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいてクアルコム等又はクアルコムの顧客に対して権利主張を行わないことを、国内端末等製造販売業者が約する旨
- （iii）クアルコムのライセンシー（CDMA携帯電話端末等の製造、販売等について、当該クアルコムのライセンシーがその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて他のクアルコムのライセンシーに対して権利主張を行わない旨の規定又はこれに類する規定を含む契約をクアルコムと締結している者に限る。）によるCDMA携帯電話端末等の製造、販売等について、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することになる知的財産権に基づいて当該クアルコムのライセンシーに対して権利主張を行わないことを、国内端末等製造販売業者が約する旨

2-3 本件ライセンス契約の競争上の評価

国内端末等製造販売業者が本件ライセンス契約を締結したことから、

ア 前記（i）の規定により、国内端末等製造販売業者等は、その保有しまたは保有

製造、販売等を行うために必須の知的財産権を保有する者に対して、当該必須の知的財産権を保有する旨、および、同規格を使用する者に対する当該必須の知的財産権に係る実施権等の許諾についての取扱いを記載した書面を提出させることとしており、本文にある「確認書」とは、この書面のことである。さらに、規格会議は、確認書において、当該必須の知的財産権について、イ）一切の権利を主張せず無条件でその実施権を許諾するか、または、ロ）適切な条件の下に非排他的かつ無差別にその実施権等を許諾するか、のいずれかの取扱いを行う旨の確認がされている場合には、第三世代携帯無線通信規格の注記において、当該確認書に記載された知的財産権およびその保有者を明らかにすることとしている。

⁸ 国内端末等製造販売業者等とは、国内端末等製造販売業者（前掲注（5）参照）に加え、その親会社、関連会社等をいう。その中には、CDMA携帯無線通信に係る知的財産権を保有している者が含まれている。

⁹ クアルコムの顧客とは、クアルコムから携帯電話端末に用いられる半導体集積回路等および携帯電話基地局に用いられる半導体集積回路等を購入する事業者のことをいう。

することとなる知的財産権に基づいてクアルコムのお客様に対する¹⁰差止訴訟の提起、許諾料の請求等の権利主張を行うことを制限され

イ 前記（ii）の規定により、国内端末等製造販売業者等は、その保有しまたは保有することとなる知的財産権について対価を得ることなく、当該知的財産権に基づいてクアルコム等およびクアルコムのお客様に対する差止訴訟の提起、許諾料の請求等の権利主張を行うことを制限され

ウ 前記（iii）の規定により、国内端末等製造販売業者は、その保有しまたは保有することとなる知的財産権について対価を得ることなく、当該知的財産権に基づいてクアルコムのライセンサーに対する差止訴訟の提起、許諾料の請求等の権利主張を行うことを制限されている。

以上のことから、国内端末等製造販売業者等のCDMA携帯電話端末等に関する技術の研究開発意欲が損なわれ、また、クアルコムの当該技術に係る市場における有力な地位が強化されることになり、当該技術に係る市場における公正な競争が阻害されるおそれがある。

3 法令の適用と排除措置命令

公正取引委員会は、「前記事実によれば、クアルコムは、クアルコム等が保有し又は保有することとなるCDMA携帯無線通信に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わないことを余儀なくさせているものであり、これは、国内端末等製造販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、国内端末等製造販売業者と取引しているものであって、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第13項に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである」と判断した。

そして、国内端末等製造業者との間で締結した本件ライセンス契約における前記（i）から（iii）までの全部または一部を内容とする規定を破棄することなどを内容とする排除措置命令を、クアルコムに命じた。

4 解説

4-1 本排除措置命令の意義

本件は、現在、携帯電話サービスなどの携帯無線通信の分野で重要な役割を演じているクアルコム社に関するものである。同社は携帯無線通信に関する技術について特許権等の知的財産権を数多く有しているところ、そのライセンス慣行を巡っては、世界各国において競争当局から問題視されており、また、多数の企業との間で特許紛争を抱えている。近

¹⁰ 契約条項（i）の文面から判断して、「クアルコムのお客様に対する」ではなく「クアルコムに対する」もしくは「クアルコム等に対する」が適切のように思えるが、ここでは排除措置命令書の原文に従った。

年、知的財産権の行き過ぎた権利行使が問題となる中、その具体的な処方箋の1つとして競争法（独占禁止法）の適用が注目されている。他方で、インターネットや携帯電話など、通信分野の市場は飛躍的發展を遂げているが、同分野ではハード、ソフトそれぞれの間における情報伝達方式や接続方法などについての規格を策定し、それを広める活動、いわゆる標準化活動が重要であることを指摘できる¹¹。本件も、クアルコム¹²の知的財産権のライセンス契約（本件ライセンス契約）が競争上の弊害をもたらすとして独禁法の適用によりその是正が求められたものであり、また、国際電気通信連合、郵政省および規格会議を通じて行われてきた3G通信規格（第三代携帯無線通信規格）の策定過程において行われたものである。このような点に着目するならば、本件は最近の極めて典型的な事例と評価することができ、今後も同様のケースが出される可能性が高いという意味で、重要であろう。

公取委は本件ライセンス契約において、クアルコムがライセンシー（国内端末等製造販売業者）に対し、ライセンシー（その親会社等を含む）が保有し、または保有することとなる知的財産権についてクアルコムに無償許諾すること、ならびに、クアルコム（その関連会社を含む）、その顧客および他のライセンシーに権利主張を行わないことを義務付けていたことを問題視している。これらの義務は、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（2007年9月28日・公取委。以下、「知的財産ガイドライン」）において取り上げられている「非係争義務」（同ガイドライン第4・5（6））と呼ばれているものである¹²。非係争義務が独禁法上問題となった事例としては、昨年（2008年）9月16日に審決が出された「マイクロソフト非係争条項事件」¹³がある。同事件は、マイクロソフト社が、日本国内においてパソコンの製造販売を営む業者と直接交渉し、同社の「Windows」という名称を付したパソコン用基本ソフトウェアをOEM販売することを許諾するための契約（これを、「OEM販売契約」という）を締結するに当たり、同許諾を受けたパソコンの製造販売業者（これを、「OEM業者」という）に対して、OEM業者が、当該パソコン用基本ソフトウェアによる特許権侵害を理由にマイクロソフト社および他のライセンシーに対して訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項が問題となり、当該条項を含む契約の締結を余儀なくさせていた行為などが、OEM業者の事業活動を不当に拘束し、パソコンAV技術取引市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを有するものとして、不公正な取引方法・一般指定13項（不当な拘束条件付取引）に該当するとされたものである。本件はマイクロソフト非係争条項事件に続く非係争条項の事例である。

¹¹ 標準化活動に関する競争上の問題は、パテントプールを巡って顕在化することが多いことから、公正取引委員会では、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（2005年6月29日）を明らかにしている。

¹² クアルコムがライセンシーに求めた義務を内容とする契約条項は、それぞれ、一般的に「無償許諾条項」、「非係争条項」と称することができるものであるが、ライセンサーおよびその指定する者が、ライセンシーが保有する知的財産権を侵害に当たることなく利用できるという効果の点で異なることはない。知的財産ガイドラインでも、非係争義務には「ライセンサーが所有し、又は取得することとなる全部又は一部の特許権等をライセンサーまたはライセンサーの指定する事業者に対してライセンスをする義務を含む」とされている（第4・5（6）注17）。

¹³ 公取委審判審決平成20年9月16日公取委HP。同審決については、泉克幸「非係争条項と独占禁止法——マイクロソフト非係争条項事件」SLN 119号参照。

4-2 独禁法 21 条

知的財産権は独占性あるいは排他性を固有の特質として有している。したがって、その保有者は当該知的財産を自分だけで利用すること、あるいは利用しないこと¹⁴、また、他人にその利用を許諾することは自由にできるし、他人が当該知的財産を無許諾で利用していた場合には、侵害訴訟の提起は当然のこととして認められる。さらには、他人への許諾の際には自分に有利な内容をライセンス契約に含めることも一定の範囲内で許されるであろう。独禁法 21 条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」と定めるが、同条は以上のことを確認的に明示したものであると解することができる。

知的財産の利用について公取委の考え方を示す知的財産ガイドラインでは、21 条の解釈として、「技術の利用に係る制限行為のうち、そもそも権利の行使とみられない行為には独占禁止法が適用される。また、技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定することができる行為は、外形上、権利の行使とみられるが…実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独占禁止法の規定が適用される」との考えを示した上で、「これら権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を發揮させ、技術の活用を図るといふ、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、上記第 21 条に規定される『権利の行使と認められる行為』とは評価できず、独占禁止法が適用される」と述べている（知的財産ガイドライン第 2・1）。知的財産ガイドラインは、非係争義務を「ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンサーが所有し、又は取得することとなる全部又は一部の権利をライセンサー又はライセンサーの指定する事業者に対して行使しない義務」と定義しているが（第 4・5（6））、同義務は、上記の「その技術を利用させないようにする行為」、すなわちライセンスの拒絶行為でもないし、「利用できる範囲を限定する行為」（具体的には、権利の一部の許諾¹⁵、製造に係る制限¹⁶、輸出に係る制限¹⁷、サブライセンス）でもなく、「そもそも権利の行使とはみられない行為」に当たり、それゆえ、21 条の適用除外は無関係ということになる。

こうしたこともあってか、本件の排除措置命令では、クアルコム的行為、あるいは本件ライセンス契約に含まれる非係争条項に対しては、21 条の関係について特に触れられていない。

4-3 問題となる市場について

知的財産ガイドラインによれば、「技術の利用に係る制限行為について独占禁止法上の評価を行うに当たっては、原則として、当該制限行為の影響の及ぶ取引を想定し、当該制

¹⁴ ただし、知的財産を全く利用しないことについての自由が権利の保有者に認められるかどうかについては、当該知的財産権を付与したことの究極的な目的（文化の発展や産業の発達など）との関係では、問題となり得る。

¹⁵ 権利の一部の許諾には、ライセンス対象技術が利用できる事業を生産、使用、譲渡、輸出等のいずれかに限定する区分許諾、利用期間の制限、利用分野の制限がある（知的財産ガイドライン第 4・3（1））。

¹⁶ 製造に係る制限には、地域制限、製造数量・使用回数制限がある（知的財産ガイドライン第 4・3（2））。

¹⁷ 輸出に係る制限には、ライセンス対象技術を用いた製品の輸出禁止、地域制限、数量制限、価格制限がある（知的財産ガイドライン第 4・3（3））。

限行為により取引の行われる市場における競争が滅殺されるか否かを検討する」との考えが示されている（第2・2（1））。このように、問題となる市場を画定した上で、画定された当該市場における競争状態を評価するという手法は一般に市場分析と呼ばれるものであるが、市場分析は「一定の取引分野における競争の実質的制限」を要件とする私的独占および不当な取引制限（独禁3条）について従来行われてきた手法であった。しかしながら、不公正な取引方法の実質要件である公正競争阻害性の具体的な内容には①競争滅殺、②競争手段の不当性および③自由競争基盤の侵害の3つがあるところ、①については、私的独占や不当な取引制限と同様に市場分析を行う傾向が広まっている。ガイドラインでも、上記にいう「競争が滅殺」には、競争の実質的制限の観点からだけでなく、不公正な取引方法のうち①の観点から検討する場合も含まれると述べている（同上）。本件排除措置命令において、「国内端末等製造販売業者等のCDMA携帯電話端末等に関する技術の研究開発意欲が損なわれ、また、クアルコムの特許に係る市場における有力な地位が強化されることになり、当該技術に係る市場における公正な競争が阻害されるおそれがある」と述べる部分は、「CDMA携帯電話端末等に関する技術」の市場を画定した上で、同市場における競争滅殺を問題にしていると評価できよう。

ところで、本件非係争条項が競争に悪影響を及ぼすのは、上で述べるように「研究開発意欲の減退」という表現であるため、問題となるのは技術の研究開発市場ではないかという疑問もあり得るところである。しかしながら、「技術の利用に係る制限行為が、技術の開発をめぐる競争にも影響を及ぼす場合もあるが、研究開発活動自体に取引や市場を想定し得ないことから、技術開発競争への影響は、研究開発自体の成果である将来の技術又は当該技術を利用した製品の取引における競争に及ぼす影響によって評価することになる」とされており（知的財産ガイドライン第2・2（3））、本件でもCDMA携帯電話端末等に関する将来の技術の市場が、問題とすべき市場ということになる。

4-4 競争の滅殺効果について

知的財産ガイドラインでは、競争の滅殺効果は、「制限の内容、及び態様、当該技術の用途や有力性のほか、対象市場ごとに、当該制限に係る当事者間の競争関係の有無、当事者の占める地位（シェア、順位等）、対象市場全体の状況（当事者の競争者の数、市場集中度、取引される製品の特性、差別化の程度、流通経路、新規参入の難易性等）、制限を課すことについての合理的理由の有無並びに研究開発意欲及びライセンス意欲への影響を総合的に勘案し、判断する」と述べられている（第2・3柱書）。本件で問題となった無償許諾条項および非係争条項は、CDMA携帯端末無線通信に関する知的財産権の経済的価値を、クアルコムのみならず顧客や他のライセンシー全ての関係において大きく減じさせるものであり、クアルコムとの競争を不利にさせる可能性の高いものである。また、知的財産ガイドラインでは、上記一般論に関連して、当該制限行為が、①競争者間で行われる場合、②有力な技術に関する場合¹⁸、には競争に及ぼす影響が大きいとの考えを示している（第2・4）。本件の場合、クアルコムとライセンシーはCDMA携帯端末無線通信の技術開発を巡って競争関係にあること、また、規格会議による規格の策定と改正手続の

¹⁸ 有力な技術とは、技術の優劣ではなく、製品市場における当該市場の利用状況、迂回技術の開発または代替技術への切り替えの困難さ、当該技術に権利を有する者が技術市場または製品市場において占める地位

過程およびライセンス対象の知的財産権は第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯電話端末等の製造、販売等を行うためには必須のものなので有力な技術に当たること、に照らして、競争に及ぼす影響が大きいと判断されることになる。

なお、本件排除措置命令では、競争の減殺効果の判断において、国内端末等製造販売業者が本件ライセンス契約の締結を余儀なくされたとの事実が認定されている。このことだけを捉えると、公取委はクアルコムが行為の公正競争阻害性を一般指定 14 項（優越的地位の濫用）に典型的な競争基盤の侵害に求めたかのようにも見える。しかしながら、公取委は、「本件ライセンス契約の締結を余儀なくさせられている→新たな技術開発の意欲が損なわれる、クアルコムの地位が強化される→当該技術市場における競争が害されるおそれがある」という枠組みによって公正競争阻害性を競争減殺で判断しているのである。「ライセンス契約の締結を余儀なくさせられた」ことを認定しているのは、ライセンシーが進んで本件ライセンス契約を締結している場合には、必ずしも「ライセンシーの研究開発意欲の減退、クアルコムの地位の強化」という効果が生じないこともあり得るためであったと思われる¹⁹。

競争の減殺効果の評価に当たっては、知的財産ガイドラインが指摘するように、「制限を課すことの合理的理由の有無」も考慮されることになる。これに関しては、マイクロソフト非係争条項事件が参考となる。同事件では、いわゆるプラットフォーム機能を果たすパソコンの OS（オペレーティング・システム）のライセンス契約におかれていた非係争条項が問題となったものであるが、被審人（マイクロソフト）は、①特許リスクの事前評価（非係争条項によって時機に遅れた特許権の主張を制約することで、安価で、かつ、固定のロイヤリティによりライセンスの提供が可能。非係争条項は、事前にウィンドウズによる特許権侵害のリスクを評価できるために必要）、②時機に遅れた特許権主張の未然防止（プラットフォームの安定性。関連業者、エンドユーザーが特許権の行使による混乱という被害の防止）、③関連する技術の開発の促進（世界中でウィンドウズシリーズと互換性のある製品の迅速かつ効率的な開発を促進することにより新製品の開発を促進）といった点から、当該非係争条項の目的の正当性および競争促進効果を主張していた。しかし、審決は、こうした被審人の主張に対し、ウィンドウズが有するプラットフォームとしての機能にかんがみると、その安定性の確保が重要であることは認めたものの、当該非係争条項に関する競争に対する悪影響の認定を覆すものではないし、ウィンドウズの安定性はより制限的でない他の方法でも達成可能であったなどと述べ、被審人の主張を容れなかった。

本件のクアルコムの技術は第三世代携帯無線通信の標準規格に関するものであり、多数の企業が依存しているという意味ではプラットフォームに近い役割を果たしているといえる。したがって、本件でも、クアルコムの求めた無償許諾義務または非係争義務が有する競争促進効果（具体的には、これらの義務によって第三世代携帯無線通信の関連市場

等を、総合的に勘案して判断すると、知的財産ガイドラインでは述べている（第 2・3・注 7）。

¹⁹ ライセンシーがライセンス契約の締結を余儀なくさせられていたとの認定は、マイクロソフト非係争条項事件・前掲注（13）でもなされており、公正競争阻害性の判断枠組みは基本的には共通である。しかしながら、マイクロソフト事件では、その結果、ライセンシーの研究開発意欲が損なわれる高い蓋然性が生じるとの若干曖昧な評価を行っていたが（強調筆者）、本件では、「研究開発意欲が損なわれ」と明確な表現を用いている。

が進展し、最終ユーザーにとっても有益かどうか)をどのように評価するかが重要な視点になる。ただし、排除措置命令ではこの点についての言及はみられない。

4-5 最後に

本件排除措置命令に対して、クアルコムは、①本件ライセンス契約の締結を余儀なくされた日本のライセンシーは1社もない、②本件非係争条項は「特許和平 (Patent Peace)」を推進するものであり、取引費用およびライセンス料を引き下げる、③クアルコムに加えてあらゆる関連企業が、その事業計画において本件非係争条項に信頼をおいている、といった旨の反論を表明している²⁰。また、今後は排除措置命令を不服として審判の請求を行い、審判においても排除措置命令が維持された場合には、審決取消訴訟の提起の可能性にまで言及している²¹。

他方で、EC委員会は2007年10月からクアルコムがEC競争法82条に違反しているかどうかを調査していたところであったが²²、2009年11月24日、同社に対する調査を打ち切ったとの声明(メモ)を発表した²³。この声明の中で、委員会は、①クアルコムのケースは業界標準として採用された後の技術の価格設定について重要な問題を提起した、②実際問題として、その評価は非常に複雑であり、いずれの競争政策当局も商業協定を覆すことに慎重であらねばならない、③調査は公式の最終結論には至っていないが、他企業からの申立の全てが取り下げられることから、委員会の資源と優先度を最善のところに集中させる選択をした、といった内容が述べられている²⁴。③と関連して、申立を行っていたわが国の企業NECは声明を発表したが、その中で、「すでに日本の公正取引委員会は、本年9月28日、クアルコム社のライセンス行為について排除措置命令を行いました。このような状況を考慮し、NECは、欧州委員会においては本件を継続しないこととしました」と述べ、申立取下げの理由を説明している²⁵。また、EC委員会に申立を行い、今回それを取下げた他の企業エリクソン社も、韓国公正取引委員会およびわが国の公正取引委員会がクアルコム社に対して競争法上の措置をとったことが取下げの理由である旨を明らかにしている²⁶。

以上のようなことから判断すると、本件排除措置命令および今後の展開については非常に注目すべきものと思われる。

以上

²⁰ Qualcomm Confirms Japan Fair Trade Commission Order,
http://www.qualcomm.com/news/releases/2009/090930_Qualcomm_Confirms_Japan_Fair_Trade.html.

²¹ Id.

²² 前掲注(3)参照。

²³ Antitrust: Commission closes formal proceedings against Qualcomm,
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/516&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>.

²⁴ Id.

²⁵ 「欧州委員会への申告書の取り下げについて」 (<http://www.nec.co.jp/press/ja/0911/2402.html>)。

²⁶ After success in Korea and Japan, Ericsson withdraws its complaint with the European commission,
<http://www.ericsson.com/thecompany/press/releases/2009/11/1356793>.